年金記録の訂正手続の流れ

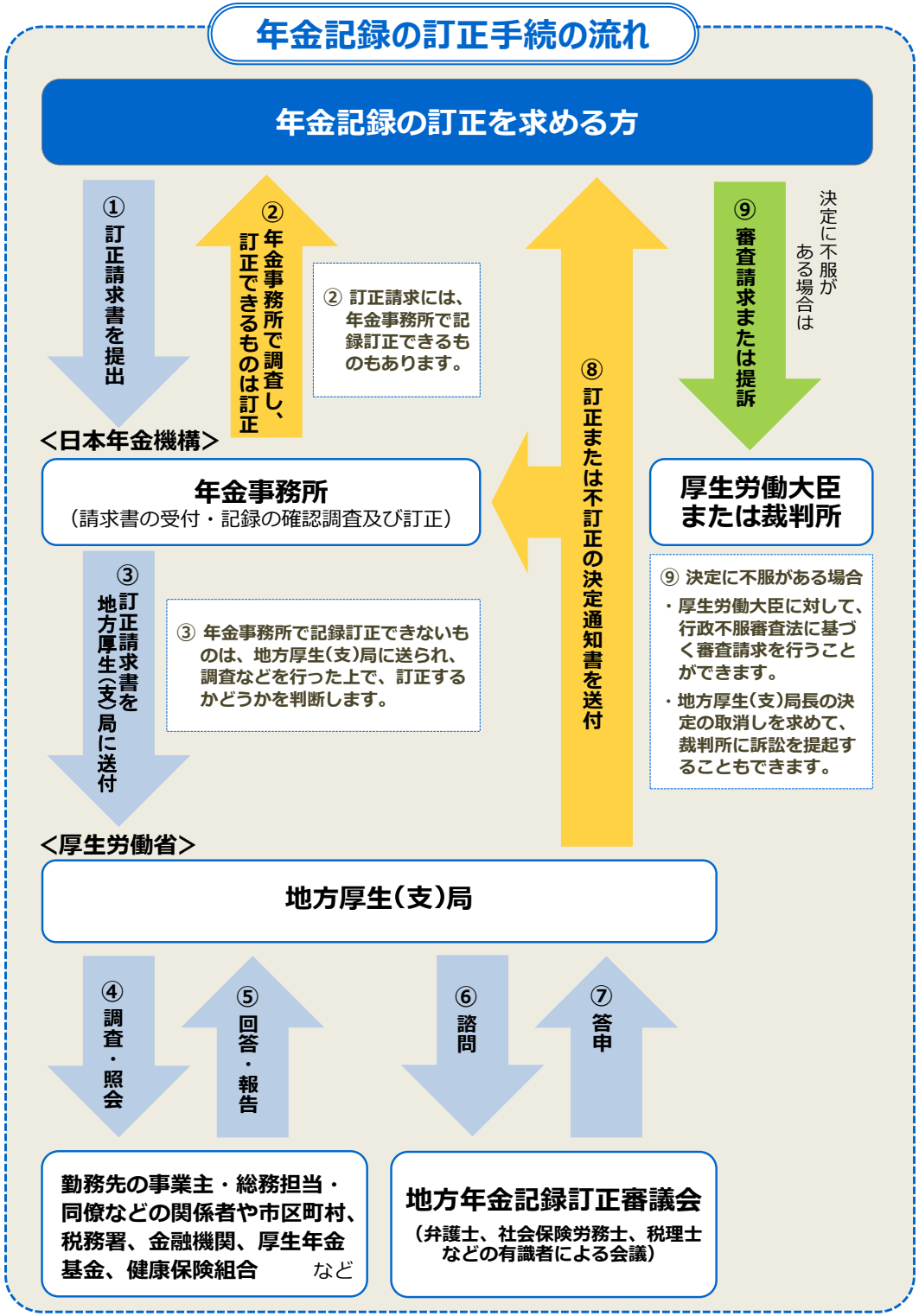

① 年金記録が事実と異なると思われる方は、年金事務所に訂正請求書を提出します。

② 年金事務所で記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

③ 年金事務所で記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。

④⑤ 地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集・調査を行います。
※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があります。

⑥⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において、国民の皆さまの立場に立って、公平かつ公正に審議します。

⑧ 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。

⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。